

- 車両条項および基本条項に従い、全損として保険金を支払うべき場合は、警察届出日（注1）から次のうちいずれか早い日まで
- ア. 警察届出日（注1）からその日を含めて30日後の日  
 イ. 保険金支払日。ただし、保険契約者または被保険者の責に帰すべき事由により保険金の支払が遅延した場合は、その遅延によって増加した日数を除きます。
- ② 契約自動車が発見された場合であって、①以外のときは、警察届出日（注1）から次のうちいずれか早い日まで
- ア. 警察届出日（注1）からその日を含めて30日後の日  
 イ. 契約自動車が発見されて、保険契約者、被保険者または契約自動車の使用者（注2）のいずれかの手元に戻った日（注3）。ただし、保険契約者、被保険者または契約自動車の使用者（注2）の責に帰すべき事由によりこれらの者の手元に契約自動車に戻るのが遅延した場合は、その遅延がなければ手元に戻ったであろう日とします。  
 （注1） 保険契約者または被保険者が盗難にあったことを警察官に届け出た日をいいます。  
 （注2） 契約自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者をいいます。  
 （注3） 発見時における契約自動車の損傷の状態により修理が必要な場合は、修理完了後手元に戻った日をいいます。

**第6条（現物による支払）**

当会社は、被保険者の損害の全部または一部に対して、レンタカーの貸与をもってレンタカー費用保険金の支払に代えることができます。

**第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い）**

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。  
 (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべきレンタカー費用保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみレンタカー費用保険金を支払います。

**第8条（レンタカー費用保険金の請求）**

- 当会社に対するレンタカー費用保険金の請求権は、次のいずれか早い時より発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 契約自動車が修理完了後被保険者の手元に戻った時  
 ② 被保険者が代替自動車を新たに取得（注）し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた時  
 ③ 事故の発生の日からその日を含めて30日を経過した時  
 （注） 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。

**第9条（重大事由による解除の適用）**

保険契約者または被保険者（注）が普通保険約款基本条項第16条（重大事由による解除）（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより同条項第16条（1）の規定による解除がなされた場合には、同条項第16条（3）の規定は、この特約に基づき保険金を支払うべき損害のうち、同条項第16条（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害には適用しません。  
 （注） 記名被保険者または車両条項の被保険者に限ります。

**第10条（準用規定）**

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款車両条項および基本条項を準用します。この場合において、普通保険約款車両条項第15条（盗難自動車の返還）の「既に受け取った保険金」には、レンタカー費用保険金を含まないものとします。

**13 車内外身の回り品補償特約**

**1. 基本事項**

**第1条（用語の定義）**

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
回収金	損害額のうち、第三者が負担すべき金額（注）で被保険者が既に回収したものをいいます。 （注） 第三者と保険金請求権者との間で成立した合意により支払われる額を含みます。
外出中	契約自動車自宅を移動の目的をもって出発してから自宅に戻ってくるまでの間（注）をいいます。 （注） 移動中の一時駐車を含みます。
キャリア	契約自動車の屋根、トランク等の車室外に設置された小型・少量の貨物を積載・運搬するための装置をいいます。
自宅	自家用車庫や通常の保管場所をいいます。
全損	第9条（損害額の決定）による損害額または第10条（修理費）の修理費が保険価額以上となることをいいます。
他の保険契約等	第3条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	保険の対象の所有者をいいます。ただし、次に該当する者を除きます。 ① 契約自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車に搭乗中の者 ② 自動車取扱業者であって、契約自動車を業務として受託している者
保険価額	その損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
身の回り品	日常生活の用に供するために個人が所有する動産をいいます。

(2) この特約において、次の用語の意味は、普通保険約款の「契約に適用される保険約款と用語の説明」内の3. 用語の説明の定義によります。

解除、危険物、記名被保険者、競技、曲技、契約自動車、自動車取扱業者、酒気帯び運転、所有権留保条項付売買契約、配偶者、法令により定められた運転資格を持たない

**第2条（この特約の適用条件）**

この特約は、保険証券にこの特約が適用される旨記載されている場合に適用されます。

**2. 保険金の支払・事故時の手続に関する事項**

**第3条（保険金を支払う場合）**

- 当会社は、日本国内において、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、被保険者に保険金を支払います。
- ① 契約自動車外出中に保険の対象について生じた偶然な事故  
 ② ①以外の場合であって、偶然な事故によって、契約自動車と同時に保険の対象に損害が生じた事故

**第4条（保険金支払前に盗難品が回収された場合の措置）**

盗難された保険の対象について、当社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、その回収物について盗難の損害はなかったものとみなします。ただし、保険の対象に損傷または汚損があるときは、損害が生じたもの

とみなします。

**第5条（保険金を支払わない場合—その1）**

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次に掲げる者の故意または重大な過失
    - ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注1）
    - イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主または1年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主（注1）
    - ウ. アおよびイに掲げる者の法定代理人
    - エ. アおよびイに掲げる者の業務に従事中の使用人
    - オ. アおよびイに掲げる者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限り、適用除外。
  - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
  - ③ 地震、噴火またはこれらによる津波
  - ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらに起因する事故
  - ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
  - ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - ⑦ 差押え、取用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合は、保険金を支払います。
  - ⑧ キャリアに固定された保険の対象の盗難
  - ⑨ 詐欺または横領
  - ⑩ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
  - ⑪ 契約自動車を競技、曲技のために使用すること、または契約自動車を競技、曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること
  - ⑫ 契約自動車に危険物を業務（注6）として積載すること、または契約自動車が、危険物を業務（注6）として積載した被牽引自動車を牽引すること
- （注1） これらの者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関  
 （注2） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。  
 （注3） 使用済燃料を含みます。  
 （注4） 原子核分裂生成物を含みます。  
 （注5） 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。  
 （注6） 家事を除きます。

**第6条（保険金を支払わない場合—その2）**

当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険の対象に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然の消耗
- ② 故障損害（注）  
 （注） 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的または機械的損害をいいます。

**第7条（保険金を支払わない場合—その3）**

- （1） 当社は、次のいずれかの場合にその本人の所有する保険の対象に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 契約の当事者等が法令により定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している場合
  - ② 契約の当事者等が酒気帯び運転またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している場合
  - ③ 契約の当事者等が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している場合
- （2） （1）の契約の当事者等とは、次に定める者をいいます。
  - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注）
  - ② 契約自動車の所有者（注）
  - ③ ①または②に定める者の法定代理人
  - ④ ①または②に定める者の業務に従事中の使用人
  - ⑤ ①または②に定める者の父母、配偶者または子

（注） これらの者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関

**第8条（保険の対象およびその範囲）**

- （1） 保険の対象は、次に掲げるものとします。
  - ① 契約自動車以外出中に車外で携行または契約自動車から一時的に持ち出された身の回り品
  - ② 契約自動車の車室・トランク等に積載（注）された身の回り品  
 （注） キャリアの装置に緊縛された状態を含みます。
- （2） （1）の規定にかかわらず、次の表に含まれる物は、保険の対象に含まれません。

①	契約自動車に定着または装備されている物であって、通常、自動車の付属品とみなされている物、付属機械装置および契約自動車の原動機用燃料タンク内の燃料
②	商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置・道具
③	事業を営む者がその事業に関連して預託を受けている物
④	通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物
⑤	預金証書または貯金証書（注）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 （注） 通帳および現金自動支払機用カードを含みます。
⑥	旅券、運転免許証その他これらに類する物
⑦	稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、勲章、き章、免許状その他これらに準ずる物。 ただし、印章については、身の回り品として取り扱います。
⑧	貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物
⑨	船舶（注）、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 （注） 「船舶」には、ヨット・モーターボートおよび水上オートバイ、ボートならびにカヌーを含みます。
⑩	自転車、サーフボード、ウィンドサーフィンのためのボードおよびセイル、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品
⑪	被保険者が下記に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具 山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦（注2）、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（注3）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動（注4） （注1） 「山岳登山」とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。 （注2） 「航空機」には、グライダーおよび飛行船を含みません。また、職務として航空機を操縦する場合を除きます。 （注3） 「超軽量動力機」とは、モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等を含みます。）を含みません。 （注4） スキューバダイビングは、ここでいう危険な運動に含みません。
⑫	携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびノートパソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器ならびにこれらの付属品

⑬	テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物。 ただし、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター等の記録媒体自体については、身の回り品として取り扱います。
⑭	義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物。 ただし、眼鏡および補聴器については、身の回り品として取り扱います。
⑮	動物および植物等の生物
⑯	その他保険証券記載の物

#### 第9条（損害額の決定）

当社が保険金を支払うべき損害の額は、次のとおりとします。

- ① 保険の対象の損傷を修理することができない場合には、保険価額
- ② ①以外の場合には、次の算式によって求めた額

次条に定める 修理費	+	第11条(費用) に定める費用	-	修理に際し部分品を交換した ために損害を生じた保険の対 象全体としての価値の増加が 生じた場合は、その増加額	-	修理にともなって生 じた残存物がある場 合は、その価額	=	損害額
---------------	---	--------------------	---	---	---	-----------------------------------	---	-----

- ③ 第11条の費用のみを保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用
- ④ 損害を生じた保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害による保険の対象全体の価額に及ぼす影響を考慮して損害額を決定します。

#### 第10条（修理費）

前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。

#### 第11条（費用）

第9条（損害額の決定）の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の費用をいいます。

- ① 普通保険約款基本条項第22条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 同条項第22条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 盗難にあった保険の対象を引き取るために必要であった費用
- ④ 船舶によって輸送されている間に生じた共同海損（注）に対する保険の対象の分担額  
（注） 船舶が事故に遭遇した際に乗員の危険を回避するために、故意に積荷を投棄する等の行為によって生じた損害をいいます。この損害は、投棄された積荷の持ち主だけでなく、乗員全員が負担します。

#### 第12条（保険金の支払額）

(1) 1回の事故につき、当社が支払う保険金の額は、第9条（損害額の決定）に定める損害額から次の金額を差し引いた額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。

- ① 保険証券記載の自己負担額
- ② 回収金がある場合において、回収金の額が①の自己負担額を超過するときは、その超過額
- (2) 被保険者が2名以上いる場合は、(1)に記載した当社の支払う保険金の額に、次の①の額の②の額に対する割合を乗じて各被保険者別の保険金額を決定します。  
① 各被保険者別の損害額。ただし、回収金を差し引いた残額とします。  
② ①の合計額

#### 第13条（現物による支払）

当社は、保険の対象の損害の全部または一部について、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

#### 第14条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、第3条（保険金を支払う場合）に定める事故が発生したことを知った場合には、普通保険約款基本条項第22条（事故発生時の義務）①から③まで、⑥および⑨に定める事項のほか、この特約に関しては、次のことをしなければなりません。

- ① 保険の対象が盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること
- ② 保険の対象を修理する場合には、あらかじめ当社の了承を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
- ③ ①および②のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること

#### 第15条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この特約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、損害額（注）から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。  
（注） それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。
- (3) (2)の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合には、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

#### 第16条（保険金の請求）

この特約における当社に対する保険金請求権は、損害発生時から発生し、これを行使することができるものとします。

#### 第17条（盗難事故による保険金請求の特例）

被保険者が保険の対象の盗難事故による保険金の支払を請求するときは、普通保険約款基本条項第26条（保険金の請求）(2)に定める書類または証拠のほか、警察署の盗難届出証明書当社に提出しなければなりません。

#### 第18条（盗難の際の調査）

- (1) 保険の対象について盗難が発生した場合は、当社は、盗難に関する事実および状況を調査し、かつ、保険契約者、被保険者、その家族、使用人または監守人に対して詳細な陳述を求めることができます。
- (2) 保険契約者または被保険者は、当社が(1)の調査をし、もしくは陳述を求めた場合はこれに協力しなければなりません。

#### 第19条（被害物についての当社の権利）

- (1) 当社が保険の対象に対して全損として保険金を支払った場合は、損害を生じた保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が損害を生じた保険の対象の保険価額に達しない場合には、当社は、保険金額の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
- (2) (1)の場合において、当社がその権利を取得しない意思を表示して保険金を支払った場合は、損害を生じた保険の対象について被保険者が有する権利は当社に移転しません。

#### 第20条（第三者への損害賠償請求権についての当社の権利）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。  
① 当社が損害額の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額  
② ①以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額  
（注） 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 当会社は、正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその権利を行使することができます。
- ① 正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害
  - ② 正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者が法令により定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している場合に生じた損害
  - ③ 正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者が酒気帯び運転またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している場合に生じた損害
  - ④ 正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している場合に生じた損害
  - ⑤ 自動車取扱業者が業務として受託した契約自動車を使用または管理している間に生じた損害

**第21条（盗難品発見後の通知義務）**

保険契約者または被保険者は、盗難された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

**第22条（盗難事故による保険の対象の返還）**

当会社が保険の対象の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に保険の対象が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に保険の対象に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

**3. その他の事項**

**第23条（重大事由による解除の適用）**

- (1) 当会社は、被保険者（注）が、普通保険約款基本条項第16条（重大事由による解除）（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
- （注） 記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。
- (2) 普通保険約款基本条項第16条（重大事由による解除）（1）または（1）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、同条項第16条（1）①から④までの事由または（1）の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者（注）が普通保険約款基本条項第16条（重大事由による解除）（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより同条項第16条（1）の規定による解除がなされた場合には、（2）の規定は適用しません。ただし、被保険者が同条項第16条（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、その被保険者の受け取るべき金額に限り、（2）の規定を適用するものとします。
- （注） 記名被保険者または車両条項の被保険者に限ります。
- (4) （1）の規定による解除がなされた場合には、この特約に基づき保険金を支払うべき損害のうち、普通保険約款基本条項第16条（重大事由による解除）（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害に対しては、（2）の規定は適用しません。

**第24条（準用規定）**

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款基本条項を準用します。

**14 ファミリーバイク特約（人身傷害あり）**

**第1条（用語の定義）**

(1) この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
借用原動機付自転車	第6条（被保険者の範囲）（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。ただし、同条（1）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。 （注） 所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

(2) この特約において、次の用語の意味は、普通保険約款の「契約に適用される保険約款と用語の説明」内の3. 用語の説明の定義によります。

記名被保険者、契約自動車、自賠責保険等、所有権留保条項付売買契約、正規の乗車装置、同居の親族、配偶者、未婚

**第2条（この特約の適用条件）**

この特約は、保険証券にこの特約が適用される旨記載されている場合に適用されます。

**第3条（保険金を支払う場合—賠償責任）**

- (1) 当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項（注）を適用します。この場合において、対物賠償保険契約における保険証券記載の自己負担額が5万円を超えるときには、その自己負担額を5万円とみなします。
- （注） 契約自動車について適用される他の特約を含みます。
- (2) (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、この特約により、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による普通保険約款賠償責任条項第3条（保険金を支払う場合—対人賠償）（1）の損害に対して、次のとおり保険金を支払います。
- ① 借用原動機付自転車の自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
  - ② 借用原動機付自転車の自賠責保険等によって支払われる金額がない場合は、同条（2）の規定にかかわらず、損害の額を保険金として支払います。

**第4条（保険金を支払う場合—人身傷害）**

当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中（注1）の原動機付自転車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款人身傷害補償条項（注2）を適用します。

（注1） 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。  
（注2） 契約自動車について適用される他の特約を含みます。

**第5条（保険金を支払わない場合—賠償責任）**

当会社は、第3条（保険金を支払う場合—賠償責任）の適用においては、普通保険約款賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務（注1）のために、被保険者の使用者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合は除きます。
- ② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（注2）を、その使用者の業務（注1）のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合は除きます。
- ③ 次条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
- ④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故  
（注1） 家事を除きます。  
（注2） 所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借